



北谷町ちーたん商品券

参加店舗 募集

募集期間：令和8年3月下旬～令和8年8月31日まで

※参加店舗一覧 第1弾(紙バージョン)への掲載ご希望の店舗様は、**令和8年4月15日(水)※必着**までに申請ください

北谷町内に店舗・事務所を有する事業者のみなさま！
ご参加お待ちしております！



お申込みはこちら▶▶▶▶



発行総額

2.33億円

登録手数料
振込手数料

0円



冊子やHP等で
参加店舗
紹介

お一人様あたり8,000円分のちーたん商品券を全町民に配布！

利用期間：令和8年7月1日～令和8年9月30日

【商品券概要】

名称：北谷町ちーたん商品券

券種：全店共通券/すべての商品券取扱店が対象

地元企業応援券/スーパー・コンビニ・FC(チェーン店)・ガソリンスタンド等を

除く商品券取扱店が対象

額面：一人当たり 8,000円(全店共通券500円券×8枚・地元企業応援券500円券×8枚)

お
問
合
せ

北谷町ちーたん商品券事務局 (受託事業者：沖縄広告株式会社)

TEL 0120-771-889 / 9:00～18:00対応(※6月1日より対応開始)

FAX 098-860-4455

※5月末日までのお問合せは098-860-0055(沖縄広告株式会社宛)にお願いいたします



【北谷町ちーたん商品券参加登録申請書】



申請は原則右側の特設サイトから受付けております。なお、特設サイトよりお申込みが厳しい事業者につきましては、下記必要事項を記入の上、FAXにて申請ください。なお、審査を通過された参加店舗には、6月中に販促ツールをお送りいたします。

参加店舗の申請は、原則右記2次元バーコードよりお申込みください ▶▶▶▶▶

項目	記入欄
法人名	
代表者名	
郵便番号	〒
法人住所	
店舗名／表示用	
店舗郵便番号／表示用	〒
店舗住所／表示用	
電話番号／表示用	
サービス等の提供／表示用	<small>※提供は必須ではございません。 ※例えば、商品券を利用された方へドリンク1杯サービスなどのサービスを設定いただくことで商品券利用促進となります。 ご提供いただける場合は、参加店舗一覧などに表示するため、ご提供予定のサービスを記入ください</small>
業種	
チェーン店の有無	あり ・ なし
担当者氏名	
担当者連絡先	
担当者メールアドレス	
北谷町商工会への所属について	所属している ・ 所属していない

上記と合わせてお振込み用の通帳のコピーも提出ください。

※口座名義・口座番号・金融機関名・支店番号・支店名・種類(当座・普通)が確認できるページの写しを添付してください。

※添付漏れや誤りがあった場合は、登録が遅れる場合がございます

【参加資格】

商品券取扱店として登録できる者は、町内に店舗を有し、ちーたん商品券での取引（特定取引）を行うことができる者とする。

ただし、前述にかかわらず、次のいずれかに該当する者は登録資格を有しない。

- ① 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
- ② 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が代表者若しくは役員として実質的に経営に関与している者又はその他暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ③ 特定の宗教又は政治団体のための事業を行う者
- ④ 公の秩序又は善良な風俗に反する事業を行う者
- ⑤ その他町長が不適当と認める者

【商品券取扱店の遵守事項】

- 1 店舗内の見やすい場所に、登録証を掲示すること。
- 2 特定取引においてちーたん商品券の受取を拒まないこと。
- 3 特定取引に使用されていないちーたん商品券を第10条に規定する手続により換金し、又はその請求を行わないこと。
- 4 ちーたん商品券の使用を見込んだ値上げ等を行わないこと。
- 5 偽造等の疑いがあるちーたん商品券の提示を受けた場合は、受取を拒否し、速やかに町に報告すること。
- 6 ちーたん商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- 7 商品券事業の実施に関し、町と適切な連携体制を構築すること。
- 8 その他町長がこの告示の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

上記事項を遵守し、北谷町ちーたん商品券事業に参加することを誓約いたします。

※特定取引とは：ちーたん商品券が対価の弁済手段として使用される物品(有価証券、前払式証券その他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借用又は役務の提供をいう。

署名 _____

印